

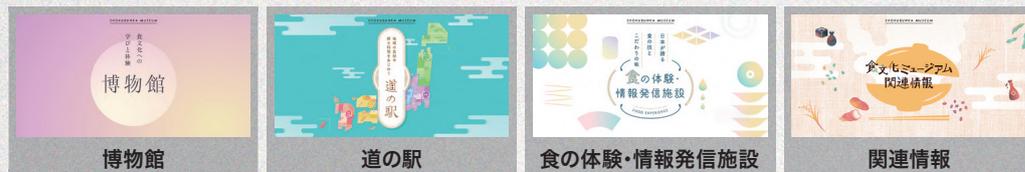


文化庁では、食文化に関する学びや体験の提供に  
取り組んでいる博物館、道の駅、食の体験・  
情報発信施設の情報を広く募集します。

我が国には、地域ごとの特色のある食や受け継がれてきた食の技術など、多様な食文化が存在します。

本事業では、そのような食文化に関する学びや体験の提供に取り組む博物館、道の駅、食の体験・情報発信施設などの施設の情報を集約し、ウェブ上の仮想のミュージアムである「食文化ミュージアム」において一体的に発信します。

食文化ミュージアムでは、4つの部屋(カテゴリー)で各施設を紹介します。



応募期間  
令和3年  
10/18(月)  
▶12/17(金)

## 応募条件

※個人からの応募は対象外となります。

食文化ミュージアムへの掲載対象となる施設は、下記の①又は②を満たしており、かつ、一般公開され誰でも利用可能な施設とします。

- ① 地域に根差した食文化又は特定分野の食文化を体系的に発信する施設
- ② 食文化への学びや体験を提供する施設

<具体的には、以下のような施設が該当します。>

博物館または美術館	食文化に関する情報が収集・展示され、学びや体験の提供に取り組んでいる文化施設
道の駅	地域に根差した在来作物や郷土料理に関する情報を発信しており、実際に購入・飲食ができる道の駅
食の体験・情報発信施設	日本が誇る食の技やこだわりの味など、特色ある食文化に関する情報発信や学び・体験を提供している食の体験・情報発信施設

## 応募方法

公式ウェブサイトの食文化ミュージアム概要ページから応募申請書(wordファイル)をダウンロードし、必要事項を入力いただき、事務局宛にメールでご応募ください。

<https://www.foodculture2021.go.jp/about/foodculturemuseum/>



事業の大まかな流れは下記となります。

- 1 応募書類の提出**  
応募申請書をダウンロードし、必要事項を入力いただき事務局宛にメールでご応募ください。
- 2 応募内容の確認**  
事務局にて応募内容の確認を行います。
- 3 採否の決定**  
文化庁が設置する有識者委員会における認定結果を事務局よりご連絡差し上げます。
- 4 食文化ミュージアムへの掲載**  
「食文化ミュージアム」サイトにおいて、認定された施設の紹介、体験等できる食文化やイベントの情報を掲載します。

「食文化あふれる国・日本」  
プロジェクト



食文化ミュージアム 事務局 (ロケーションリサーチ株式会社内)  
メール: [museum@foodculture.jp](mailto:museum@foodculture.jp)  
※問合せや相談につきましては、原則、電子メールでお寄せください。ただし、審査の内容に関する質問にはお答えできません。メールの問合せは3営業日以内に返信いたします。

整理番号
No ー

※事務局記入

令和 年 月 日

文化庁 令和3年度食文化機運醸成事業

食文化ミュージアム

応募申請書

食文化ミュージアム事務局御中

代表者氏名 \_\_\_\_\_

下記のとおり、食文化ミュージアムに応募いたします。

記

1 申請団体及び担当者の情報

申請団体名（フリガナ）		
代表者職氏名		
団体所在地		〒 - 都道府県 市町村 番地
担当者 情報	所属部署	
	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	@

## 2 掲載する施設の情報

施設名	
掲載カテゴリー (該当のみ残す)	① 博物館／美術館、②道の駅、③食関連施設
所在地	〒 - 都道府県 市町村 番地
施設の概要 (800文字以内)	
施設で体験等ができる 食文化と活動内容 (800文字以内)	〇〇講座、〇〇体験、地元の〇〇という郷土料理の紹介・飲食等



#### 4 申請にあたっての留意事項

- (1) 応募申請書への記入漏れがないようにお願いします。別途資料や DVD の説明書類は受け付けません。  
応募申請書と食文化ミュージアム掲載用の写真データのみメールでご提出ください。
- (2) 応募確認のお知らせや応募書類の返却は致しかねます。
- (3) 申請内容について事務局より問い合わせを行うことがございます。
- (4) 認定結果につきましては、事務局よりご連絡差し上げます。
- (5) 提出書類の不足や未記載があった場合は認定の対象とならないためご注意ください。

#### 5 応募期間

令和3年10月18日(月)から12月17日(金)まで

#### 【問い合わせ先】

食文化ミュージアム事務局

メール：[museum@foodculture.jp](mailto:museum@foodculture.jp)

※問い合わせは原則電子メールにて承っております。審査の内容に関する質問にはお答えできません。